

新・相模原市総合計画での位置づけ

| | | | |
|---------|------|----------------------------|-------------|
| 基本目標 | NO | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市 | |
| 政策の基本方向 | NO 2 | 次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります | 施策所管局 健康福祉局 |
| 施策名 | NO 4 | 子育て環境の充実 | 局・区長名 和光 亨 |

施策の基本情報です。施策所管局及び局長名は、シート記入時点のものです。

施策の目的・概要

| | |
|---------|--|
| めざす姿 | 安心して子育てができている。 子どもを必要ときに預けることができる。 |
| 取り組みの方向 | 1 子育て家庭への支援 保育所や児童クラブの待機児童の解消に向けた環境の整備や、保育所の延長保育、一時保育、病児・病後児保育などの拡充を図るとともに、子どもたちの安全な活動場所の確保と健全な育成を図ります。 また、乳幼児医療費の助成や子ども手当の支給などにより、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。 2 地域で子育てを支える取り組みの推進 地域で子育てを支援する人材の育成や地域の子どもを支援するネットワークの充実を図るとともに、保育所や幼稚園、こどもセンターなどの機能を生かした子育て・子育て ち家庭への支援に取り組みます。 また、子どもが、放課後に安全に過ごすことができる居場所づくりに向けた取り組みを推進します。 3 子どもを守る取り組みの推進 子どもの人権に関する教育・啓発活動を推進するとともに、地域や関係機関が連携し、育児不安を抱える家庭を支援するネットワーク体制の充実を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。 |

施策の目的として「めざす姿」を設定しました。また、「めざす姿」を実現するための「取り組みの方向」を記載しています。「取り組みの方向」にかかわる事業については、「施策を構成する主な事業」に記載してあります。ただし、現時点では、「取り組みの方向」に掲げられている事業を実施していないため、記載していないものもあります。

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】 中間(H26):56.0%、最終(H31):68.4%

| | | | | | | | |
|-----------|--|-------|-------|-------|-------|---|---|
| 指標と説明 | 【指標5】子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合 子どもを育てていく上での環境が本市に整っているかどうかを見る指標【単位:%】 | | | | | 結果の分析 | |
| 目標設定の考え方 | 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(厚生労働省)における、第1子出産前後の女性の継続就業率の数値目標の伸び率を参考に、目標を設定しました。 | | | | | ふれあい親子サロンについては、目標どおり実施したものの、こどもセンター等の各会場において月1回午前中の時間帯に限っての実施であるため、保護者からは都合の良い時に、自由に参加できるような実施回数や時間帯の拡充が求められていることや、保育所待機児童の解消に向け、325人の定員増を図ったが、保育所に入所ができるという期待感から新たな保育需要の喚起につながり、結果、待機児童の解消に至らなかったことから、達成率が下がったものとする。 | |
| | 基準値(H20年度) | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | 評価 | B |
| 目標値(a) | 47.3 | 50.2 | 51.7 | 53.1 | 54.6 | | |
| 実績値(b) | | 51.1 | 48.8 | 52.6 | 45.8 | | |
| 達成率(a/b)% | | 101.8 | 94.4 | 99.1 | 83.9 | | |

施策の目的として設定した、施策の「めざす姿」の達成度を具体的に測るため、成果指標を設定しています。指標の測定年度と評価年度が異なる場合は、測定年度をカッコ書きで記載しています。

【指標2】 中間(H26):71.9%、最終(H31):75.1%

| | | | | | | | |
|-----------|---|-------|------|------|------|---|---|
| 指標と説明 | 【指標6】子どもを必要ときに預けられる場(人・場所)がある親の割合 子どもを預けられる人や場所が、確保されているかを見る指標【単位:%】 | | | | | 結果の分析 | |
| 目標設定の考え方 | 市民アンケート調査で「預ける場がない」と回答したうちの約2割の人が、「預ける場がある」へ移行することを目標として設定しました。 | | | | | 増加の傾向が続く保育及び児童クラブへのニーズに対応するため、保育所及び児童クラブの定員拡大を図ったことにより、昨年度の実績を上回った。しかしながら、目標値はわずかに下回った。 | |
| | 基準値(H20年) | H22 | H23 | H24 | H25 | 評価 | B |
| 目標値(a) | 68.7 | 69.8 | 70.3 | 70.8 | 71.4 | | |
| 実績値(b) | | 72.2 | 68.9 | 69.6 | 70.7 | | |
| 達成率(a/b)% | | 103.4 | 98.0 | 98.3 | 99.0 | | |

【指標3】 中間(H26): 、最終(H31):

| | | | | | | | |
|-----------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 指標と説明 | | | | | | 結果の分析 | |
| 目標設定の考え方 | | | | | | | |
| | 基準値(H20年度) | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | 評価 | |
| 目標値(a) | | | | | | | |
| 実績値(b) | | | | | | | |
| 達成率(a/b)% | | | | | | | |

成果指標を補完する指標として、サブ指標を設定しています。サブ指標の設定基準に該当する場合は、原則設定することとし、設定が困難である場合は、設定できない理由を明記することとしています。(設定基準の該当状況等は【参考1】に記載しています。)

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

【サブ指標1】 中間(H26):100、最終(H31):100

| | | | | | | | |
|-----------|--|-------|-------|-------|-------|--|---|
| 指標と説明 | 児童虐待に関する通告相談に対する対応率 | | | | | 結果の分析 | |
| 目標設定の考え方 | 子どもを守る取り組みとして、児童虐待に関する通告相談に対する対応率を指標としました。 | | | | | 虐待の通告相談件数が年々増加する中で、虐待による死亡など重篤な事件の発生を防止するため、各区のこども家庭相談課及び児童相談所において、通告相談を受けた後、対象児童の安全確認を48時間以内に行う初動対応を徹底したことにより目標を達成した。 | |
| | | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | 評価 | A |
| 目標値(a) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | |
| 実績値(b) | | 100 | 100 | 100 | 100 | | |
| 達成率(a/b)% | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | | |

A: 年度別目標を上回って達成
B: 年度別の目標の値を80%以上達成
C: 年度別の目標の値を60%以上達成
D: 年度別の目標の値が60%未満
: 今年度は成果指標の測定ができないもの

[単位:千円]

| | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | 総事業費の増減分析 |
|----------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| 事業費 | 620,445 | 1,382,839 | 1,698,726 | 1,867,516 | 1,490,582 | H23、H24年度においては保育所の定員増及び老朽化対策に係る施設の建替えを行っているため事業費が増加しているが、H25年度においては建替えを行っていないため減少した。ただし、保育所の新設に係る事業費は増加している。(参考:建替えに係る費用 H23・445,464千円、H24・879,657千円) |
| 人件費 | 82,174 | 80,078 | 79,086 | 67,900 | 68,300 | |
| 総事業費 | 702,619 | 1,462,917 | 1,777,812 | 1,935,416 | 1,558,882 | |
| 施策に対する市民1人あたりコスト [単位:円] | 986 | 2,039 | 2,471 | 2,689 | 2,163 | |

施策推進に要した事業費、人件費及び市民1人あたりのコストを記載しています。

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

| 事業の概要 | 平成25年度 | | 平成26年度 指標・目標 (Plan) |
|--|--|---|--|
| | 指標・目標(Plan) | 実績(Do)・評価等(Check) | |
| 1 地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン) [こども青少年課] 保護者の育児不安を解消するため、保健師・保育士のほか、民生委員・児童委員、子育てサポーターなど地域のスタッフが育児や遊びのヒントを提供するほか、身体測定を行います。 | ふれあい親子サロンの開催 ・27会場 ・297回 | 実績 ふれあい親子サロンの開催 27会場 年間297回 評価 目標どおり実施した。年間26,800名(1会場平均90名)の参加があり、保護者の育児不安の解消を図った。 | ふれあい親子サロンの開催 ・27会場 ・297回 |
| 2 児童養護施設等整備事業 [こども青少年課] 児童等の措置先となる児童福祉施設の中でも優先して整備すべき施設である乳児院及び児童養護施設の整備を促進します。 | 乳児院及び児童養護施設の合築による整備計画に基づき、平成26年4月の開所に向け、整備する。 | 実績 乳児院及び児童養護施設の合築による整備計画に基づき、平成26年4月の開所に向け、整備を完了した。 評価 目標どおり実施した。また、開所後、地域住民と緊密な連携が図れるよう説明会を実施するなど様々な機会を捉え、地域住民の理解に努めた。 | 整備完了、平成26年4月開所済 |
| 3 児童相談所整備事業 [こども青少年課] 神奈川県東北地域児童相談所の土地・建物を譲り受け、市児童相談所として整備を進め、施設の充実を図ります。 | 「東北地域児童相談所の有償譲渡に係るスケジュール」に基づき、平成26年4月から一時保護所を運営できるよう、土地・建物の譲渡に関する手続きを進める。 | 実績 県と東北地域児童相談所の土地・建物の譲渡に関し、譲渡価格等について協議し、平成26年4月1日付で県有財産売買仮契約を締結した。 評価 目標どおり実施した。平成26年4月から市児童相談所の単独利用及び一時保護所の運営ができるように、譲渡価格等に関し、県と協議できた。 | 市議会の議決が必要となることから、所要の事務手続きを進め、H26年8月末を目途に市児童相談所及び一時保護所として建物及び土地を取得する。児童相談所の敷地内に新たな施設を設置し、児童の特性に応じた個別対応等を実施する。 |
| 4 児童虐待防止事業 [こども青少年課] 要保護児童の早期発見、早期対応を図るため「相模原市要保護児童対策地域協議会」を運営するとともに児童虐待の未然防止のための諸事業を実施します。 | 11月の児童虐待防止推進月間において集中的な広報・啓発活動等を行う。 | 実績 11月の児童虐待防止推進月間に各種広報啓発活動を行った。 評価 目標どおり実施した。産・学・官の連携により、ウェルネスさがみはらのライトアップ、児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンとPRカードの配布、子育て支援講座の開催、パネル展示、懸垂幕のぼり旗の掲示及び街頭啓発などを行った。 | 11月の児童虐待防止推進月間において集中的な広報・啓発活動等を行う。 |
| 5 放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室事業の実施) [こども施設課] 放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、小学校の余裕教室等を活用し、全学年の児童を対象に、地域の人たちが等々の遊びなどを通して様々な体験の場を提供します。 | 平成25年度6箇所拡大実施 平成26年度6箇所拡大実施に向けた運営体制の確立(小学校内実施型2校については実施方法変更) | 実績 こどもセンター4館(橋本、大野北、大沼、鶴園中和田)、児童館2館(宮上、東林間)の6箇所において放課後子ども教室事業を新たに実施した。 また、平成26年度の実施に向けて、こどもセンター2館(二本松、上鶴間)、児童館4館(相原、あさひ、光が丘、谷口)の6箇所について運営体制を確立させた。 小学校内実施型2校(相原小、上鶴間小)については、実施方法変更に向けて 評価 目標どおり実施した。今後も放課後子ども教室事業の拡大実施に取り組んでいく。 | 平成26年度6箇所拡大実施(小学校内実施型2校については実施方法変更) 平成27年度6箇所拡大実施に向けた運営体制の確立 |
| 6 放課後子どもプラン推進事業(児童クラブの再整備・改修) [こども施設課] 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、老朽化した児童クラブを再整備するとともに、待機児童数の多い児童クラブの受入人数を拡大するため、施設を改修します。 | 再整備・施設改修を実施する児童クラブ数:3児童クラブ(大沢、双葉、谷口台) 定員拡大:100人増 児童クラブ整備事業(待機児童対策事業)と一体的に実施する。 | 実績 施設整備、改修等により273人の定員を拡大を行った。 施設整備による定員拡大(120人増) 大沢(40人増)、双葉(30人増)、共和(20人増)、新磯(30人増) 余裕教室改修による定員拡大(60人増) 谷口台(30人増)、大野台(30人増) こどもセンター諸室放課後活用による定員拡大(93人増) 清新(30人増)、鶴園中和田(30人増)、富士見(18人増)、大野北(15人増) 評価 目標を大幅に上回った。当初施設整備等を予定していた児童クラブ以外に、緊急的に施設整備等を行い、待機児童対策を実施した。 | 施設整備・改修を実施する児童クラブ数:3児童クラブ(川尻、横山、千木良) 定員拡大:150人増 |
| 7 こどもセンター改修事業 [こども施設課] 児童の健全育成に関する総合的な施設であるこどもセンターの改修を行います。 | 経年劣化等により改修が必要なこどもセンターについて、計画的な改修を行う。 ・空調機修繕(並木) ・屋上防水改修修繕(鶴園中和田) | 実績 空調機修繕(並木) 屋上防水改修修繕(鶴園中和田) 評価 目標どおり実施した。経年劣化等により改修が必要なこどもセンターについて、計画的な改修を行った。 | 改修の実施 |

施策を構成する主な事業の概要と指標・目標及び実績評価です。

| | 事業の概要 | 平成25年度 | | 平成26年度 指標・目標 (Plan) |
|----|--|---------------------------------|--|--|
| | | 指標・目標 (Plan) | 実績 (Do)・評価等 (Check) | |
| 8 | 保育所待機児童対策推進事業【保育課】 | 保育所入所待機児童数調査における各年4月1日の保育所待機児童数 | 民間保育所の整備による325人の定員増、保育専門相談員を各区こども家庭相談課へ配置し、相談体制の充実等を行ったが、待機児童解消に至らなかった(93人)。 | 平成27年4月1日の待機児童解消に向け、民間保育所の整備等により、年度途中の開所を含め498人の定員増待機児童加減速化プランによる小規模保育事業等を活用し、受入枠を拡大 |
| | 待機児童の解消を図るため、民間保育所の整備や認定保育室の運営に対する補助制度の拡充、家庭的保育事業の実施などにより、受入枠の拡大を進めていきます。 | 平成26年4月1日の待機児童解消 | 引き続き、保育所の追加整備、保育専門相談員による更なる相談体制の強化等様々な手法を活用し待機児童解消に向け取り組む必要がある。 | |
| 9 | 保育所待機児童対策推進事業(津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進)【保育課】 | | 津久井地域の公立幼稚園及び保育所のあり方に関する基本方針の策定に向け、検討を行った。また、与瀬保育園・相模湖幼稚園の併設建替えに伴い、保育及び学校教育との連携を図りながら、一体化に向けた運用を開始した。 | 津久井地域の保育・施設整備基本方針の策定、相模湖地区の幼保連携型認定こども園への移行に係る住民説明及び課題調整 |
| | 津久井地域における健全な保育環境の確保と保育サービスの充実を図るため、市立保育所の適正な規模や配置を行うとともに、市立幼稚園のあり方と整合を図りながら、市立幼稚園と保育園の一体的な保育・施設整備を進めていきます。 | 津久井地域の公立幼稚園及び保育所のあり方に関する基本方針の策定 | 津久井地域の公立幼稚園及び保育所のあり方については、平成27年4月に実施が予定されている子ども・子育て支援新制度により保育環境が大きく変わることから、新制度を踏まえた検討が必要となったことから、基本方針の策定には至らなかった。相模湖地区における幼保一体施設の運用については、課題の整理等を行った。 | |
| 10 | 病児・病後児保育事業【保育課】 | | 緑区橋本に、市内3箇所目となる病児・病後児保育施設を開設した。 | 市内4箇所目の病児・病後児保育施設を開設する。 |
| | 保護者の子育てと就労の両立を支援するため、保育所に在園する児童などが「病気回復期に至らない」場合や「病気回復期」にあつて通常の集団保育が困難な期間に、専用の施設で一時的に保育を実施します。 | 市内3か所目となる病児・病後児保育施設を開設する。 | 保護者のニーズにあつた多様な保育サービスの提供につながっている。 | |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額 [単位:千円]

| 番号 | 事業名【所管課】 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|----|--|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 | 地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン)【子ども青少年課】 | 877 | 653 | 455 | 364 | 394 |
| 2 | 児童養護施設等整備事業【子ども青少年課】 | 0 | 0 | 0 | 32,069 | 289,000 |
| 3 | 児童相談所整備事業【子ども青少年課】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 | 児童虐待防止事業【子ども青少年課】 | 0 | 0 | 256 | 1,004 | 185 |
| 5 | 放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室事業の実施)【子ども施設課】 | 65,917 | 32,422 | 23,414 | 23,833 | 24,324 |
| 6 | 放課後子どもプラン推進事業(児童クラブの再整備・改修)【子ども施設課】 | 48,820 | 6,580 | 4,450 | 23,066 | 10,442 |
| 7 | こどもセンター改修事業【子ども施設課】 | 28,368 | 31,220 | 44,901 | 9,853 | 13,439 |
| 8 | 保育所待機児童対策推進事業【保育課】 | 465,540 | 1,294,432 | 1,940,037 | 1,672,968 | 1,105,332 |
| 9 | 保育所待機児童対策推進事業(津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進)【保育課】 | 0 | 0 | 867 | 82,805 | 15,828 |
| 10 | 病児・病後児保育事業【保育課】 | 10,923 | 17,532 | 21,055 | 21,554 | 31,638 |

施策を構成する主な事業の決算額です。

総合分析及び市の自己評価(1次評価)(Check)

【現状・課題認識】

ふれあい親子サロンについては、少子化や核家族化により、子育て家庭の孤立化や育児不安を抱える家庭への支援など、子育て家庭のニーズが多様化していることに伴い、地域で乳幼児とその保護者が気軽に集え、育児相談などもできる場の提供がより一層求められているため、継続的に実施していく必要がある。

児童養護施設整備事業については、政令指定都市移行の際に策定した「児童相談所設置に伴う児童福祉施設整備の基本的な考え方」に基づき、乳児院及び児童養護施設の合築による整備を進め、予定どおり平成26年4月に開設することができた。今後の整備にあたっては、厚生労働省通知(「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」)に基づき平成27年度を始期とした計画期間15年の推進計画を策定し、計画的な施設整備が求められている。

児童相談所整備事業については、神奈川県との間で合意した「県北地域児童相談所の有償譲渡に係るスケジュール」に基づき、県との協議を重ね、予定どおり平成26年4月に一時保護所の運営を開始できる形で、県有財産売買仮契約書を締結することができた。今後については、所有権移転までの譲渡手続を円滑に進めるとともに、一時保護所において様々な課題を抱える児童の特性を踏まえた適切な援助を実施することが求められている。

児童クラブの待機児童対策については、小学校における少人数学級の推進等の影響で余裕教室改修による受入れ拡大が引き続き厳しい状況にある。

津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進については、児童数の減少や施設の老朽化などについて、津久井地区の実情を踏まえた市立幼稚園のあり方と整合を図りながら、公立保育所の適正な規模や配置を検討する必要がある。

病児・病後児保育事業については、平成25年度に市内3か所目の施設を開設した。今後は中期実施計画に基づき、4か所目の設置について検討を進める。

保育所待機児童対策については、就学前児童数が前年に比べ減少したものの女性の就労増加や駅周辺の大規模マンション建設、保育所定員の増加による入所への期待感の高まりなどから入所申込者数は増加しており、待機児童解消に向けた施策の推進が必要である。

施策を実施した評価として総合的に分析し、市の自己評価を1次評価として記載しています。

【平成25年度の取組についての総合評価】

ふれあい親子サロンについては、市内27か所まで297回開催し26,800人の参加があり、保護者の育児不安の解消などに繋がっているものと考え、今後も子育て広場事業等と合わせて、あり方の検討を継続していく。

放課後子ども教室事業については、目標どおり新たに6箇所を実施したことで、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの充実が図られた。

児童クラブの再整備・改修については、目標どおり3施設を整備し定員を100人拡大した。このほかに、緊急待機児童対策として7施設を整備し173人の定員の拡大を行った。これにより、待機児童数が多い児童クラブについて待機児童の解消が図られた。

こどもセンターの改修については、経年劣化等により改修が必要なこどもセンターについて、計画的な改修を実施したことで、児童の健全な遊び場の提供や健康の増進等に寄与した。

津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進については、目標とした基本指針の策定には至らなかったが、平成24年度に幼保一体化の推進に向け、併設施設として整備した与瀬保育園と相模湖幼稚園において、子ども・子育て支援新制度の導入を見据え、給食や行事の合同実施など、幼保一体的な運営の試行を開始した。

平成25年11月に、市内3か所目となる病児保育施設を緑区橋本に開設したことにより、多様な保育ニーズへの対応の充実が図られた。

認可保育所の新設、分園の設置、既存施設の定員改定により325人の保育所定員を増やしたほか、平成25年12月から各区のこども家庭相談課に保育専門相談員を配置し、相談体制の充実による認定保育室の利用促進に取り組んだが、入所申込者が予想を上回り、結果として、平成26年4月1日現在93人の待機児童が生じている。

サブ指標は目標を達成したが、本施策の2つの成果指標は、目標値を下回った。また、施策を構成する主な事業においても目標を達成できなかったものがあることから、1次評価を「B」とした。

【今後の具体的な改善策】

子育て広場等のより効果的、効率的な実施に向けた検討の中で、ふれあい親子サロンの安全性や効率的な運営等についても併せて検討していく。

児童養護施設整備事業については、厚生労働省通知(「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」)や社会的養護が必要な子どもたちの特性や状況を踏まえ、平成27年度を始期とした計画期間15年の推進計画を策定し、計画的な整備を進める。

児童相談所整備事業については、一時保護所において児童の特性に応じた適切な援助を提供できるよう必要な改修等の整備を進める。

児童クラブの待機児童対策については、国においても平成31年度までに、新たに約30万人分の定員枠を拡大する方針が示されたことから、その動向を注視するとともに、民間活力の活用に向けた取組みについても検討を進める。

津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進については、相模湖幼稚園と与瀬保育園の新制度における幼保連携型認定こども園への移行に向けた課題や問題点などを勘案した基本指針の策定を行うとともに、津久井地域の保育園の整備について、引き続き検討を行っていく。

病児・病後児保育施設については、開設場所の検討や事業者への働きかけなど、市内4か所目の開設に向けた検討を進める。

待機児童解消に向け、保育所の追加整備、待機児童解消加速化プランを活用した認可を目指す認定保育室等々への支援や小規模保育事業の先行実施に加え、入所申込時点での保護者への幅広い保育サービスの検討の依頼や入所選考時期を早めるなどの対策を講じるとともに、保育専門相談員による相談体制の強化を図り、多様な保育サービスの保護者へのご案内や情報提供の充実など様々な手法を活用していく。

1次評価

B

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

ふれあい親子サロンについては、子育て広場事業等のあり方に関する庁内ワーキングの検討結果では、子育て広場が拡充された後、親子サロンをイベントとして実施することが望ましいとされた。子育て広場の拡充には課題も多く、今後も引き続き検討をしていく。

児童養護施設等整備事業については、平成27年度を始期とした計画期間15年の推進計画の策定に向けた具体的な取組として、平成25年5月に県内の児童養護施設等の施設長と5県市行政担当者を構成員とした「神奈川の社会的養護の将来像に関する検討会作業部会」が設置され、同作業部会(11回開催)において社会的養護推進に向けた課題と方向性について検討した。

児童相談所整備事業については、土地・建物に譲渡に関し、価格、手続きを神奈川県と調整し、協議が整ったことからH26年4月1日に売買仮契約書を締結した。一時保護所については、児童の特性に応じた適切な援助を提供するために、小規模な単位でのグループケア体制、夜間勤務体制などを導入する準備事務を進めるほか、施設での実習、専門機関での研修を受講するなど、職員の人材育成や専門性の向上に努め、円滑な運営開始のための取組を実施した。

児童虐待防止事業については、児童虐待を早期に発見するためには近隣住民や関係機関からの通告が重要であることから、広報紙、ホームページによる周知などを行うほか、市医師会の協力を得て、市内の医療機関へのパンフレットの配布を行った。

放課後子ども教室事業については、既に実施しているセンターや児童館での取組内容や実施方法等について、未実施の施設に情報提供を行い、放課後子ども教室事業が実施しやすい環境づくりを整備することで円滑な拡充につなげた。

児童クラブの再整備・改修については、待機児童数の多い児童クラブの再整備を優先的に実施した。また、民間児童クラブと待機児童解消に向けた情報交換を行った。

こどもセンターの改修については、空調等の電気機器の耐用年数に基づく年次更新や外壁、内装、遊具等の改修箇所を把握し、改修計画を策定した。

保育所の追加整備等により325人の定員増を行うとともに、保育専門相談員の配置により認定保育室等の利用促進を図った。

津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進については、これまで検討してきた津久井地域の幼稚園及び保育園のあり方について、子ども・子育て支援新制度の導入を見据え、給食や行事の合同実施など幼保一体的な運営の試行を開始した。

病児・病後児保育事業については、平成25年11月に、市内3か所目となる病児保育施設を緑区橋本に開設した。

前年度の1次評価で示した改善策に取り組んだ結果を記載しています。

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見】

- ・事業の取組に当たっては、最終的な成果とコストパフォーマンスを常に意識しながら仕事を進められたい。
- ・指標5「子どもを育てやすい環境であると感じる市民の割合」について、達成率が下がった理由を業務分析等で明確にされたい。

【改善すべき点】

- ・サブ指標1「児童虐待に関する通告相談」という表現は市民にはわかりにくいいため、「児童虐待に対する対応率」または「子どもの安全見守り率」などの方がわかりやすい。「目標設定の考え方」で通告相談の説明を正確に行い、「指標名」は市の努力と成果が端的にわかる指標名が望ましいため、検討されたい。

2次評価

B

- A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている
- B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
- C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

1次評価の妥当性を検証するため、総合計画審議会が実施した2次評価を記載しています。

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況
サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

- ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標
- イ 測定結果が出ていない成果指標
- ウ 「取組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(ア イ ウ)
- 上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

【参考3】他の部局との庁内横断的な取組み

総合計画審議会や市民への更なる情報提供の視点から、個別の施策を推進する上で部門別計画の審議会や区民会議から意見がある場合は、これに対する市の対応も含めて記入することとしています。

施策を推進する上で、他の部局との庁内横断的な取組みを行っている場合は、具体的な取組みを記入することとしています。

【参考4】事務事業評価

| 事務事業名 | 児童養護施設等整備事業 | 関連する施策を構成する事業名 | 評価結果 |
|-----------------|--|----------------|--------------|
| 評価 | 評価の内容 | | 評価結果 |
| 1次 【市(主管局)】 | 社会的養護を必要とする児童等の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化・複雑化に対応すべく、社会的養護体制の質・量の充実を図る本事業は、必要性、有効性、効率性ともに高いものであるため、今後も本事業を継続していく。 | | 1次評価 現状維持 |
| 2次 【経営評価委員会】 | <p>(評価理由) 児童養護施設及び施設定員が特に不足しているとは考えられないため、現状維持と評価する。今後も市外施設の活用などを含め、社会的養護が必要な児童に対するケアを児童相談所との連携を密にし、きめ細かく推進していただきたい。</p> <p>また、養護に対する社会的な考え方の変化を踏まえ、長期的な視点に立ち、現在のハード面、ソフト面を有効に活用するとともに、小規模及び家庭的養護などの有効な施設整備に対する事業を推進していただきたい。</p> <p>(意見) 虐待、ハラスメントをする人は、幼少期に虐待を受けていた経験を持つ人が多く見受けられると聞いている。悪い連鎖を止めることが重要だと考える。 日本は、虐待に対する意識がまだ低いと考えられる。欧米諸国などの先進的な手法を研究し、施策を講じていただきたい。</p> | | 2次評価 現状維持 |

2次評価対象施策の17施策の中の30事業(決算額1,000万円以上)の事務事業評価を実施しました。1施策につき原則2事業をその対象としていますが、市の裁量の余地のない事業、市教育振興計画において評価した事務事業、平成23～25年度事務事業評価で評価した事業については、対象外としています。



| 事務事業名 | 保育所待機児童対策推進事業 | 関連する施策を構成する事業名 | 評価結果 |
|-----------------|---|----------------|------------|
| 評価 | 評価の内容 | | 評価結果 |
| 1次 【市(主管局)】 | 長引く景気の低迷や女性の就労増加などにより増加傾向が続く保育需要に対応するため、待機児童対策の更なる充実に取り組む必要がある。 | | 1次評価 拡充 |
| 2次 【経営評価委員会】 | <p>(評価理由) 育児期間中でも女性が就労できる環境を整備することは重要なことであり、今後も保育需要の増加が見込まれることから、利用しやすい場所に保育所を整備するなど、具体的な策を講じ、待機児童「ゼロ」を目指して、積極的に推進していただきたい。</p> <p>(意見) 効率性の評価がBである。保育ニーズの多様性に応えつつ、効率的な事業運営を図っていただきたい。入所選定にあたり、より決め細やかな審査、選定と所得に応じた適切な負担に努めていただきたい。待機児童が減少することは重要だが、財政負担にも配慮願いたい。病児保育のニーズに対応できるよう、保育所の近隣の医院との連携を図るなど、対策をお願いしたい。</p> | | 2次評価 拡充 |

廃止: 事業を廃止すべき 再構築: 現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき、事業実施を民間等に委ねるべき
改善・縮小: 現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき、過剰に投入されている資源を縮小すべき
現状維持: 見直しを要さない 拡充: 他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

| 施策名 | めざす姿 | 取り組みの方向 | 成果指標 | 施策を構成する主な事業 |
|----------|----------------------|---------------------|-----------------------------------|---|
| 子育て環境の充実 | 安心して子育てができています。 | 1 子育て家庭への支援 | 【指標6】子どもを必要ときに預けられる場(人・場所)がある親の割合 | 5 放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室事業の実施) 6 放課後子どもプラン推進事業(児童クラブの再整備・改修) 7 こどもセンター改修事業 8 保育所待機児童対策推進事業 9 保育所待機児童対策推進事業(津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進) 10 病児・病後児保育事業 |
| | 子どもを必要ときに預けることができます。 | 2 地域で子育てを支える取り組みの推進 | 【指標5】子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合 | 1 地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン) |
| | 安心して子育てができています。 | 3 子どもを守る取り組みの推進 | 【サブ指標】児童虐待に関する通告相談に対する対応率 | 2 児童養護施設等整備事業 3 児童相談所整備事業 4 児童虐待防止事業 |

「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事業」の関連性を明確にするため、体系を図示化しました。

